

令和4年4月22日
世田谷保健所生活保健課

狂犬病予防法の犬の登録手続きの特例（ワンストップサービス）参加に伴う 犬の登録及び鑑札交付事務の変更について

1 主旨

令和4年6月1日より、一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）が施行され、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、取得してから30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、その情報を環境省が整備するデータベース（以下、「マイクロチップ情報登録システム」という。）に登録しなければならない。それに伴い、狂犬病予防法の犬の登録の手続きの特例措置（ワンストップサービス）が実施されるので、そのことに伴う区の対応について報告する。

2 現行の犬の登録及び鑑札交付事務（令和4年5月31日まで）

犬を購入、譲受した飼い主は、区に犬の登録申請を行い、世田谷区手数料条例に基づく登録手数料（3,000円）を区に支払い、犬の鑑札の交付を受ける。飼い主は、鑑札を犬に着けておかなければならない（狂犬病予防法第4条）。

区は、飼い主が記載した申請書を基に、登録原簿に登録する。

3 動物愛護管理法一部改正施行後の犬の登録及び鑑札交付事務（令和4年6月1日から）

令和4年6月1日に動物愛護管理法の一部改正が施行され、施行日以降に販売される犬は、販売業者が犬にマイクロチップを装着し、環境省のデータベースに情報を登録する（第39条の5）。購入した飼い主は、データベースの情報を変更する（第39条の6）。また、狂犬病予防法第4条に基づく区への犬の登録申請については、第39条の7に規定された狂犬病予防法の特例（※ワンストップサービス）により、区は、環境省からの登録通知を受け、当該通知を基に登録原簿に登録する。

※ワンストップサービス

環境省は、区からの求めに応じて販売業者等や飼い主が環境省の管理するデータベースに登録した情報を区に通知する。区は、環境省からの通知をもって、区に犬の登録をしたものとみなし、装着されたマイクロチップを狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなす。以上の一連の事務の流れをワンストップサービスと呼んでいる。

4 ワンストップサービスの参加による効果

飼い主が区の窓口に来所して手続きを行う必要がなくなり、飼い主の利便性が向上する。また、区の窓口業務及び区システムへの入力事務が軽減される。（令和2年度4,400件）。

5 鑑札交付手数料の徴収について

動物愛護管理法第39条の7に規定された狂犬病予防法の特例(ワンストップサービス)に該当する場合、犬の登録申請書の受理、審査、鑑札交付業務が発生しないため、犬の登録及び鑑札交付手数料は徴収しない。

一方、獣医師の判断によりマイクロチップ装着が困難である犬等は、動物愛護管理法第39条の7に規定された狂犬病予防法の特例に該当しないため、引き続き窓口にて登録手続きを行い、手数料(3,000円)を徴収する。

6 区民周知方法

区で当該制度のチラシを作成するとともに、環境省作成の周知チラシ、東京都作成の周知動画等を活用し、窓口や区ホームページ等により周知する。

7 今後のスケジュール(予定)

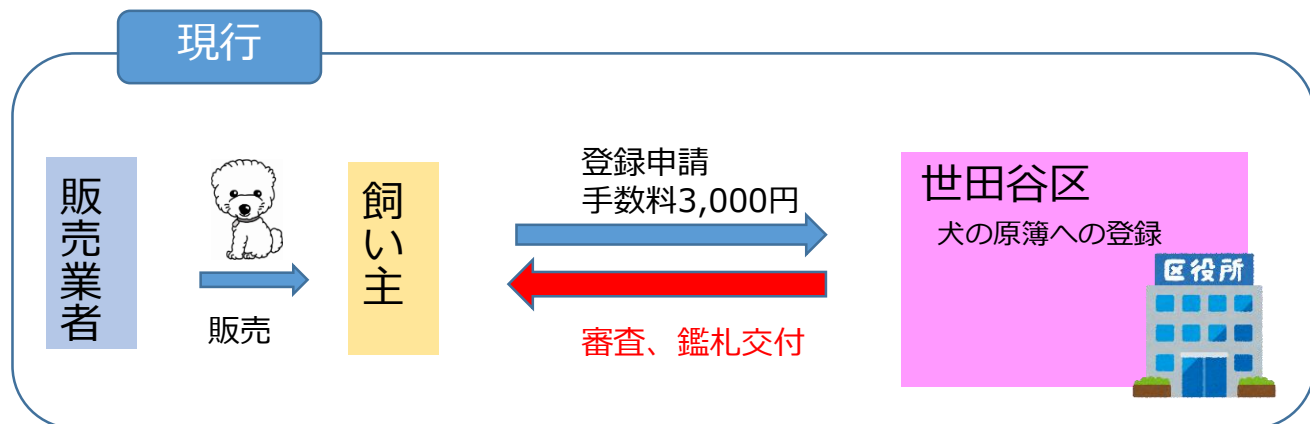
令和4年 5月 区議会第1回臨時会(世田谷区手数料条例一部改正)
6月 改正動物愛護管理法施行

動物愛護管理法改正に伴う飼い犬登録手続きの事務変更について

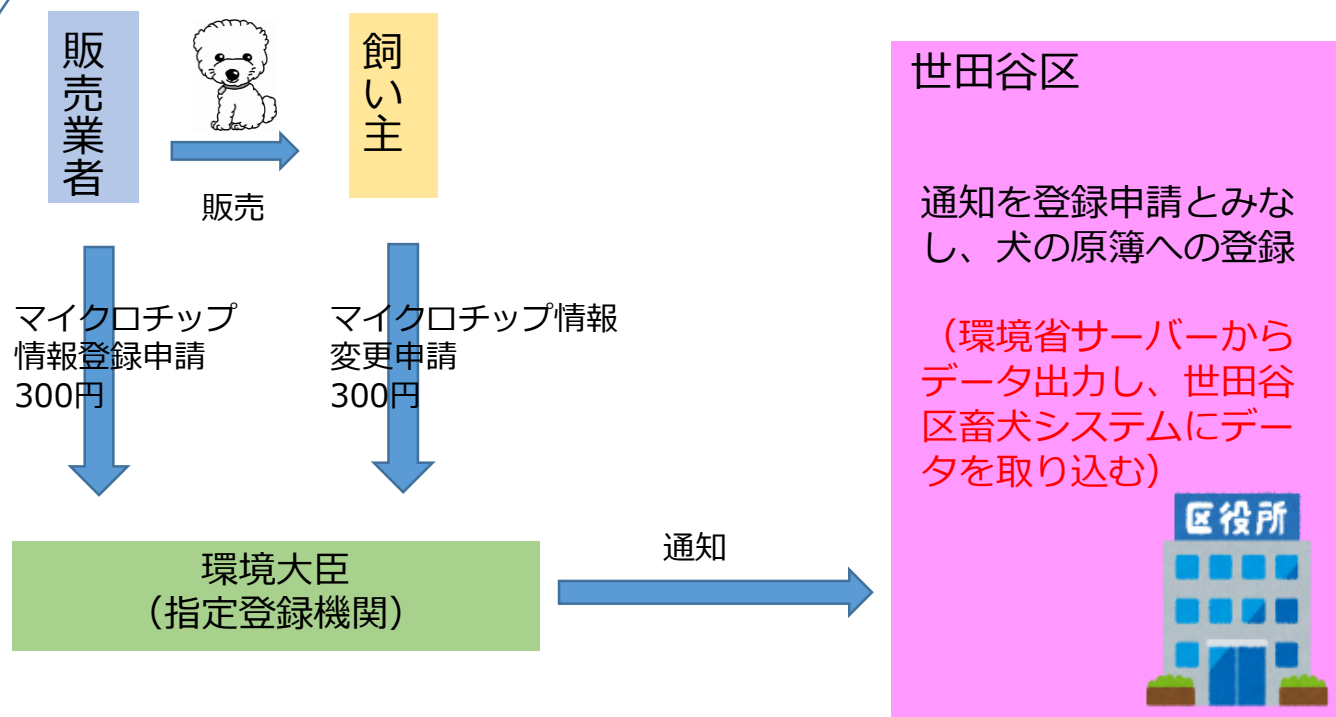
1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正概要（施行日R4.6.1）

- ・犬猫等販売業者に対して、販売時に犬猫へのマイクロチップの装着の義務化
- ・環境省のデータベースへマイクロチップ情報の登録の義務化
- ・狂犬病予防法飼い犬登録の特例措置（ワンストップサービス）

2. 法改正後の畜犬登録業務の流れ



R4.6月以降（マイクロチップ装着犬）



※獣医師の判断により、マイクロチップの装着ができない場合は、従来通り区へ登録申請（手数料3,000円）が必要です。